

公告

平成31年4月15日

豊橋市長 佐原 光一

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

- (1) 業務名 第3次豊橋市環境基本計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から平成33年3月24日まで
- (4) 契約上限金額 金13,900千円（消費税及び地方消費税を含む。）
※消費税率は10%を想定
※平成31・32年度業務終了後一括払い

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格及び業務実施上の条件

- (1) プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書（様式1）の提出日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。
 - ア 平成30・31年度豊橋市入札参加資格者名簿（物品・委託業務等）のうち、（大分類03）役務の提供（中分類07）調査委託（小分類03）環境調査へ業者登録していること。
 - イ 愛知県内の本店（本社）、支店又は営業所等で、本市に登録していること。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に、豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領による指名停止の期間がないこと。
 - オ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に、豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (2) 平成26年度以降に元請として完了した、同種業務の受注実績を有すること。なお、同種業務とは、環境基本計画又は生物多様性地域戦略の策定・改訂業務をいう。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1番地 豊橋市環境部環境政策課

電話：0532-51-2399

ファックス：0532-56-5126

電子メールアドレス：kankyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

第3次豊橋市環境基本計画策定業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等は、豊橋市ホームページからダウンロードする。

豊橋市環境政策課ホームページ

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/38274.htm>

(3) プロポーザル参加意向申出書等

ア 提出期限

平成31年5月7日（火）午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出部数

各1部

エ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

オ 提案資格

提案資格確認後、提案資格確認結果通知書（様式3）により通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

平成31年5月30日（木）午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

※詳細は、実施要領による。

エ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

4 評価の手続及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、第3次豊橋市環境基本計画策定業務プロポーザル評価委員会において下記のように審査を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結

に向けた手続を行う。なお、提案者が5者を上回った場合は、第1次審査により、第2次審査の参加者5者を選定する。

(1) 第1次審査（書面審査）

日程 平成31年6月25日（木）

第1次審査の結果については、第1次審査日から起算して3日以内に、結果通知書（第1次審査）（様式5-1）により、電子メール及び郵送で通知する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 平成31年7月11日（木）

時間、場所及び留意事項等については、改めて通知する。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は、返却しない。

(3) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。

(4) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 見積金額が本公告に示した契約上限金額を超える提案

オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

(1) 手続において使用する言語、通貨及び単位

ア 言語

日本語

イ 通貨

日本円

ウ 単位

日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他詳細は、実施要領による。